

預金口座振替依頼書での手続き方法について

- (1) 「預金口座振替依頼書」(上部)については取引金融機関へ提出をお願いします。
(福島県内の金融機関に限ります。また、郵便局(ゆうちょ銀行)、商工中金、山形銀行、七十七銀行、福島県信漁連(漁協を含む)からは口座振替はできません。)
- (2) 「納付書送付依頼書」(下部)については取引金融機関の確認をお受けになり、県中地方振興局県税部へ提出をお願いします。
なお、県税部への郵送をご希望の方は、事前に電話でご連絡ください。「送付用封筒(切手不要)」をお送りします。(電話番号:024-935-1251)
- (3) 指定預金口座につきましては、本人(納税義務者)名義の口座としてください。

第1号様式
(金融機関保管)

《記載例》
預金口座振替依頼書
令和8年〇月×日

〇〇銀行 ××支店 様
(取引金融機関)

住所 福島市杉妻町2-16
ふりがな ふくしま はなこ
氏名 福島 花子 印
(電話) (金融機関への届出印)

福島県(△△ 地方振興局)から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、納付書記載の金額を口座振替により納付したいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

1 対象税目 個人事業税(令和8年度第2期分以降)

2 指定預金口座

支店名	預金の種類	口座名義人(カナ)	口座番号
××支店	普通・当座・納税準備	(フクシマ ハナコ) 福島 花子	1234567

3 振替日 納期の最終日

記

(1) 預金の支払い手続きについては、当座勘定又は預金規定にかかわらず、当座小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出などいたしませんから、貴店所定の方法で処理されること。

(2) 指定預金残高が、振替日において納付書の金額に満たないときは、私に通知されること無く納付書を返却されても異議はないこと。

(3) この預金口座振替契約は、貴店が必要と認める場合には私に通知されること無く解除されても異議ありません。

(4) この預金口座振替契約を解除する場合には、私から貴店並びに福島県△△ 地方振興局長あて「預金口座振替停止届」により届出をすること。

(5) この取扱いについて、仮に紛議が生じても貴店には迷惑をかけないこと。

(金融機関処理欄)

受付日 検印 係印 印鑑照合

キ リ ト リ

第2号様式
(△△ 地方振興局保管)

整理番号 〇〇〇××△△
(納税通知書記載の整理番号を記入してください。)

納付書送付依頼書
令和8年〇月×日

福島県△△ 地方振興局長

住所 福島市杉妻町2-16
ふりがな ふくしま はなこ
氏名 福島 花子 印
(電話)

私が納付する県税について、令和8年度第2期分(令和8年11月30日納期限)以降を、下記により口座振替にて納付したいので、納税額等必要事項を記載した納付書は、下記の金融機関あて送付してください。

1 対象税目 個人事業税(令和8年度第2期分以降)

2 納付書送付先

所在地 福島市杉妻町5-76

金融機関名・支店名 〇〇銀行 ××支店

注:福島県内の金融機関に限ります。また、郵便局(ゆうちょ銀行)、商工中金、山形銀行、七十七銀行、福島県信漁連(漁協を含む)から振替はできません。

3 指定預金口座

預金の種類	口座名義人(カナ)	口座番号
普通・当座・納税準備	(フクシマ ハナコ) 福島 花子	1234567

金融機関確認欄

銀行コード	店コード	預金科目	口座番号	受付日	押印

(注)「預金科目」は、普通預金は「1」、当座預金は「2」、納税準備預金は「3」と記載する。

(△△ 地方振興局整理欄)

電算入力	処理結果	電算再入力